

宮古市立図書館資料収集方針

令和8年4月1日

1 目 的

この方針は、宮古市立図書館（以下「図書館」という。）の事業を円滑に運営するため、図書館資料（以下「資料」という。）及び電子書籍の収集に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本方針

図書館は、市民の知る権利を社会的に保障する機関であることから、資料の収集にあたっては、著者の思想的立場、人種、国籍、あるいは、社会的、政治的、宗教的見解を理由としてその資料を排除することなく、公平で幅広い視野をもって行うこととし、次の5点を基本方針とする。

- (1) 多種多様化、高度化する市民の要求に応えるため、蔵書の均衡を考慮しながら収集する。
- (2) 宮古の歴史・文化を継承し、地域文化の振興と発展に寄与するため、郷土関係資料を可能な限り収集する。
- (3) 社会経済環境の変化に伴う諸課題に対する市民の学習ニーズに応えるため、今日的課題に関する資料を収集する。
- (4) 学校図書館等の運営を支援するため、読書普及・調べ学習に役立つ資料を収集する。
- (5) 読書困難者、高齢者も閲覧できるよう電子書籍を収集する。

3 収集資料の種類

- (1) 図書
- (2) 郷土関係資料
- (3) 視聴覚資料
- (4) 逐次刊行物
- (5) 電子書籍
- (6) その他

4 収集から除外する資料

- (1) 試験用問題集、学習参考書
- (2) ゲーム攻略本等娯楽性が強い資料
- (3) 青少年に悪影響を与えられると思われる資料
- (4) 図書館資料選定委員会で収集しないと判断した資料

5 資料別収集方針

- (1) 図書
 - ア 図書は各分野の資料を多様な学習ニーズに対応できるよう収集する。
 - イ 児童図書は、児童が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を中心に収集する。
- (2) 郷土関係資料

宮古市民の著作物、市内の団体・機関等で発行された資料、宮古市の歴史・文化・風俗等に関する資料を可能な限り収集する。
- (3) 視聴覚資料

芸術性が高く、映像文化史上評価の高いもの、記録的価値が高いものを中心に収集する。
- (4) 逐次刊行物
 - ア 新聞は、主要な全国紙や、岩手・宮古の地方紙を収集する。
 - イ 雑誌は、各分野に偏りのないよう、利用動向等を勘案して収集する。
- (5) 電子書籍
 - ア 5（1）図書の収集方針に準じる。

- イ 読み上げ機能、拡大機能等が利用できる電子書籍の特性をいかせる資料は、優先的に収集する。
- 6 資料収集の方法
新刊案内、出版目録、書評、リクエスト等多様な情報に基づいて選定し、購入、寄贈等の方法により収集する。
- 7 資料選定の組織
収集しようとする資料を選定するため、宮古市立図書館資料選定委員会を置く。
- 8 この収集方針の運用に当たって必要な事項は別に定める。